

令和2年6月定例総会議事録

- 日 時 令和2年6月18日（木） 午前9時31分～午前10時45分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 取消願（農地法第4条による届出）
 - 第2号 農地法第4条による届出
 - 第3号 農地法第5条による届出
 - 第4号 土地改良事業参加資格交替申出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 5. 閉 会

午前 9 時 31 分 開会

○会長

おはようございます。去年の今頃は、佐賀市北部の富士町、三瀬辺りが水不足で田植えができなかったようなこともありましたけれども、今年は順調に農作業が進んでおります。

私自身、日曜日しか仕事ができないような状態ですので、「夢しずく」の田植えをしまして、次の日曜日が「さがびより」の予定でございます。皆さんと一緒に豊かな秋の実りを迎えたいと思っております。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年6月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出3件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知17件、報告第3号 使用貸借解約通知10件、局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）1件、局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出3件、局長専決処分報告第4号 土地改良事業参加資格交替申出3件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請5件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請8件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転8件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定124件、第6号議案 非農地通知について2件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）8件、第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出6件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は6月9日、北部は6月10日に行っております。

また、調査会については、南部が6月11日、北部が6月12日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、16番委員の北村守委員、17番委員の井上委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書18ページ、農地法第5条の規

定による許可申請、審議番号5番の審議結果について報告します。

第51回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取については、ありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について、1件、農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書2ページから5ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～17

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から17番までの17件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページから8ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）

1

○会長

局長専決処分報告第1号、取消願（農地法第4条による届出）報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第2号、農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第4号 土地改良事業参加資格交替申出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第4号 土地改良事業参加資格交替申出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5

○会長

審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、贈与の案件、審議番号5番は、普通売買の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいます。現在、駐車場及び作業場が不足しているため、自宅に隣接する敷地に、新たに駐車場と作業場及び洗車場を整備したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいます。年々資材が増えてきていることに加え、堤外地に置いている資材を移設する必要があるため、自宅に隣接している申請地に海苔資材置場を移設したく、転用申請されたものです。

委員から、近隣には小学校があることから、造成工事の際は十分注意して行うようにとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

委員から、申請地東側の里道の払い下げについて確認したところ、地元委員より、現在も使われている里道で、先には公民館などもあるため、払い下げは無いとの説明がありました。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「農業用施設の敷地拡張」の、農振用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、牛舎の敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

委員から、牛舎の汚水処理について確認したところ、地元委員より、おがくずに吸わせて業者が回収しているため、周辺に流れ出る恐れはない旨の説明がありました。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

○会長

審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は、一般住宅に転用する計画があり、それに先立ち埋蔵文化財試掘を行いたく、一時転用の申請をされたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件は、転用目的が「海苔乾燥施設」及び「通路（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号1番から3番までの3件について、申請人は、漁業者の協同組合であり、海苔生産者の作業の効率化及び円滑化を図るため、海苔の共同乾燥施設の建設を計画されたところ、申請地は、既存の施設に近いことから適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号4番については、海苔乾燥施設を建設するにあたり、造成工事の際、既存道路からの搬入が困難なため、申請地を工事用車両の搬入路として利用したく、一時転用申請されたものです。

審議番号1番から3番までの申請地の東西に農地が残ることについて確認したところ、申請人から、当初の計画では、申請地西側の農地を含めて申請する計画であったが、現在の農地は未相続農地となっているため、今回の申請から除いているとの説明がありました。今後、この農地の相続手続きの完了次第、転用申請を行うことで地権者と協議しており、漁協の理事会でも承認されているとの説明がありました。

なお、この農地については、用水路の水位が上がると、水が入ってしまう農地であるため、転用申請が出されるまでの間は、嵩上げして、耕作者が畑として利用する旨の説明がありました。

また、申請地東側の農地との境界に、側溝を設置する計画がないか確認したところ、海苔乾燥施設からの雨水については、東側の農地へ排水しない設計となっており、現時点では側

溝を設置する計画はないが、耕作者の要望であれば話し合う旨の回答を得ました。

さらに、処理水について確認したところ、既存の排水管の横に沿って配管し、河川へ直接排水する計画で、目の細かい網を付けて、極力、小さな屑も出さないようにしたい旨の回答がありました。

また、通路への一時転用について、造成工事で通行する際、水路の上に鉄板を敷設して通行する計画となっているが、水路への影響について確認したところ、利用する車両は4トン車を予定しており、トン袋を設置した上に鉄板を敷く計画であり、水路護岸への影響が無いようにしているとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、東側農地への通作路について確認したところ、これまで利用していた東側里道は、申請地に越境していたため、今回の開発によって本来の里道幅になり、狭くなるため、今後は開発道路から通作する予定である旨の回答を得ました。

さらに、今後の里道の管理について確認したところ、引き続き東側農地の地権者が管理する旨の回答を得ました。

また、造成工事をする際の土砂の搬入経路について確認したところ、まだ決定はしていないが、近隣に支障がないよう十分注意して行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）cの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、左官業を営んでいますが、現在借地している資材置場が狭く、借地期間も終了するため別の場所を探していたところ、申請地は自宅に近いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の造成に伴い北側境界及び東側境界の既設ブロックに盛土の土圧が掛かることについて確認したところ、隣接地の所有者に同意を得ているとの回答を得ました。

また、委員から、申請地は住宅地の中にあるため、工事の際には、周辺居住者の交通の妨げにならないよう注意して造成を行ってほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番から4番までの4件については、転用目的が「海苔乾燥施設」及び「通路（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

1点御質問ですが、先ほど隣地の東側部分には、隣地境界線のところは特に手当ては何もしないでいいという話になっておりますということでしたが、基本的には、今回の場合は譲渡人の所有ということですから、農地のこういった転用計画の場合は、周辺への被害防除の観点からということで、迷惑がかからないようにしていくということで、今回、協同組合ということもありますけれども、一般的にこういう開発の場合は周辺への被害防除の観点から、当然、境界にはコンクリートブロックなりで手当てをしていくというのが必要ではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○会長

事務局。

○事務局

ただいまの御質問につきましてですけれども、14ページの土地利用計画図だと大変色が薄くて読みづらいところがありました。申し訳ございません。

東側には、被害防除としてL型擁壁が築かれる予定となっております。調査会長からの御報告にありましたのは、そのL型擁壁の外側にU字溝を付けられないかというお話でして、申請人からは、敷地内のL型擁壁の内側だけで敷地の雨水は全部処理するように計画しているから、その下まで作る予定はないという御説明だったと思います。

以上です。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8

○会長

審議番号7番及び8番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設に近く、交通の便も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、ごみ置き場について確認したところ、地元三役と協議し、申請地南西側300mのところにある公民館横のごみ置場を利用することで、合意しているとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「貸診療所の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、診療所を運営し、認知症のデイサービスを行っていますが、認知症の進行を抑え、生活機能改善に有効とされている屋外での作業療法に取り組むための作業場を計画したところ、申請地は既存施設横の遊休農地化した畑であるが、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側水路への被害防除について確認したところ、申請地は約50cm切土をして、法面には張芝を設置し、雨水は申請地東側の既設U字溝に流れるように勾配をつけるため、土砂が水路に流出することは無い旨の回答がありました。

さらに、転落防止のためのフェンスの設置について確認したところ、法面と歩行訓練スペースの間にはウネを造り、患者さんが法面まで行くことが出来ない様にするが、転用許可後、使用してみて危険性があると思われる場合は、フェンスの設置を検討する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題な

いことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から8番までの8件： 58,540㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

25

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号25番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、池田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、池田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、池田委員退室願います。

〔池田委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号25番

更新 1件： 13,825㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号25番については、計画案どおり承認することに決定しました。

池田委員の入室をお願いいたします。

〔池田委員 入室〕

○会長

次に、議案書22ページから45ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

25を除く1～97

○会長

審議番号25番を除く、審議番号1番から97番までの96件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号25番を除く、審議番号1番から97番までの96件

新規 22件： 154,238㎡

更新 74件： 429,581.36㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

議案書22ページ及び23ページをお開きください。

先ほど南部調査会長から報告がありました96件のうち、審議番号4番及び5番の2件については、松尾委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、松尾委員には一時退室していただき、この2件を先に審議したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件を先に審議することに決定しました。

それでは、松尾委員退室願います。

〔松尾委員 退室〕

○会長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

松尾委員の入室をお願いいたします。

〔松尾委員 入室〕

○会長

ここで皆さんにお諮りします。

議案書45ページをお開きください。

先ほど南部調査会長から報告がありました96件のうち、審議番号97番については、野田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、野田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、野田委員退室願います。

〔野田委員 退室〕

○会長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号97番については、計画案どおり承認することに決定しました。

野田委員の入室をお願いいたします。

〔野田委員 入室〕

○会長

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号4番、5番、25番及び97番の4件を除く、審議番号1番から97番までの93件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この93件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この93件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番、5番、25番及び97番の4件を除く、審議番号1番から97番までの93件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書45ページから51ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

98～124

○会長

審議番号98番から124番までの27件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号98番から124番までの27件

新規 8件： 85,351㎡

更新 19件： 90,630㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号98番から124番までの27件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この27件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この27件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号98番から124番までの27件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書52ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1・2

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番、2番の2件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書53ページ及び54ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5・6

○会長

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「幼稚園の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、幼稚園を経営していますが、園児の送迎用駐車場がないため、今般、新たに駐車場を整備したく、申出されたものです。

委員から、駐車場の面積について確認したところ、農業振興課から、送迎車用だけではなく、園内に停まっている車の駐車場としても利用することに加え、運動会や保護者会の際の駐車場としても利用される旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適す

るもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号2番から4番までの3件は、除外目的が「病院」及び「薬局」の案件で、一体的に造成を行う計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、審議番号2番及び3番の申出人は現在、同じ町内で病院を運営していますが、病院機能の充実を図るために移転することを計画し、申出されたものです。

また、審議番号4番の申出人は、隣接する病院が移転することに伴い、院外薬局として併設することを計画し、申出されたものです。

委員から、申出地北側の水路護岸に、一部崩れている箇所があったため、被害防除計画について確認したところ、農業振興課から、申出地内にL型擁壁による施工を計画されているが、水路護岸の工事については、現在、土地改良区と協議中であるとの説明がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準もともに「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号5番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は借家に居住していますが、週末に農作業を手伝っており今後も農作業の手伝いや、親の介護を行うことから、実家近くに分家住宅を建築したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、借家に住んでおり、両親とは別の農家世帯として農業を営んでいますが、今後の農作業の効率化と、両親の面倒も看ていくことから、実家の近くに農家住宅を建築したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この6件については、申出どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番から4番までの3件については、除外目的が「病院」及び「薬局」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から4番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

7・8

○会長

審議番号7番及び8番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号7番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、家族が増えたため、車庫を取り壊し、離れを宅地内に建設して、不足する駐車場を整備することを計画し、あわせて、土地の調査を行ったところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

委員から、申出人の耕作面積について質問があり、農業振興課から、約3町2反を耕作されているとの回答がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号8番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、借家に居住していますが、手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に近接し祖母や親の面倒を見る上で適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、審議番号7番及び8番の2件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号7番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書56ページ及び57ページをお開きください。

第 8 号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3・4・5・6

○会長

第 8 号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号 1 番から 6 番までの 6 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番から 6 番までの 6 件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この 6 件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この 6 件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から6番までの6件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年6月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時45分 閉会